

—まちづくりにあなたの声を—

市民委員を募集!

市は、開かれた行政を推進するため、次の委員会の市民委員を募集します。応募書は、各課で配布または市HPからダウンロードできます。

地域密着型サービス運営委員会の市民委員

- 対象/市内在住で、平成30年2月1日現在で65歳以上の介護保険制度を理解している人
- 活動内容/平日の昼間に年4回程度、地域密着型サービスの指定や基準などについて提言
- 任期/4月1日～(3年間)
- 募集人数/1人
- 応募方法/3月2日(必着)までに、高齢介護課で配布の応募書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、「介護保険制度について私の考えていること」をテーマにした小論文(800字程度)を添えて、同課(〒503-8601丸の内2-29、e-mail:koureikaigoka@city.ogaki.lg.jp)へ



自転車等駐車対策協議会の市民委員

- 対象/市内在住・在学・在勤で、平成30年1月1日現在で20歳以上の人 ※国・地方公共団体の議員や常勤の公務員は除く
- 活動内容/平日の昼間に年2回程度、自転車などの駐車対策に関する重要事項について審議
- 任期/4月1日～(2年間)
- 募集人数/2人
- 応募方法/3月5日(必着)までに、生活安全課で配布の応募書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、放置自転車対策に関する意見・提案を添えて、同課(〒503-8601丸の内2-29、e-mail:seikatuannzennka@city.ogaki.lg.jp)へ
- 問合せ/同課(☎81-4134)へ



力いっぱい、きね振るう
—安井幼稚園で餅つき—



安井幼稚園で2月4日、餅つき体験が開かれ、当日参加した園児60人が、保護者や地域ボランティアらと一緒に楽しんでいました=写真=。

この行事は、安井子ども会会長などの協力により、3年前から開かれ、今年で4回目。子どもたちは、順番にきねを持ち、元気よく餅つきをしました。園児たちは、つきたての餅にあんこやきな粉などを付けて、笑顔で頬張っていました。

男女共同参画に関する調査

市民アンケート調査にご協力を

市は、男女共同参画に関する取り組みの成果や課題を把握し、より効果的に施策を推進するためのアンケート調査を行います。2月中旬に、無作為に抽出した1,000人に調査票を郵送しますので、皆様のご協力をお願いします。詳しくは、男女共同参画推進室(☎47-8549)へ。

- *調査内容/男女平等に関する意識、家庭生活・就労に関する意識、施策や制度の認知度など
- *回答期限/3月9日(金)
- *回答方法/調査票を、同封されている返信用封筒で返送(切手不要)
- *備考/無記名によるアンケート方式で、結果は統計的に処理します



審議会を傍聴してみませんか

環境審議会	担当: 環境衛生課 (☎47-8563)
2/23(金) 10:00~12:00	市役所本庁3階 合同委員会室
・エコ水都環境プラン(案)について ほか	

税の申告は自分で作成してお早めに!!

申告期限は、所得税及び復興特別所得税、贈与税、市・県民税、個人事業税が3月15日、消費税及び地方消費税が4月2日です。申告が必要な人は、下表のとおりです。期限間近になると、申告会場は混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。なお、今年は、すべての税の申告会場が市民会館となります(出張会場あり)。

税の種類	申告会場	申告が必要な主な人	備考	問合せ
所得税及び復興特別所得税	・市民会館 3階 大会議室	・事業をしている人、地代や家賃収入がある人、土地や建物を売却した人などで所得金額の合計金額から所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が配当控除額を上回る人 ・給与の年収が2,000万円を超える人や、給与を2か所以上から受けていて年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得と退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人など	※公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の年金所得者は、確定申告は不要です ※申告義務がない人でも、医療費控除や寄附金控除などを申告することで、税が還付になる場合があります	大垣税務署 (☎78-4101)
消費税及び地方消費税		・原則として、個人事業者で、課税期間(平成29年中)の基準期間(平成27年中)における課税売上高が1,000万円を超える人	—	
贈与税		・原則として、贈与を受けた財産の価格の合計額が110万円を超える人	—	
市・県民税	・市民会館 2階 大会議室	・営業、農業、不動産などの所得があった人(外交員業含む) ・給与所得がある人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない人 ・各種控除の申告を希望する人(生命保険料控除、医療費控除、寄附金税額控除など) ・国民健康保険や遺族年金・障害年金などの各種手続きのために申告が必要な人	※平成30年1月1日現在、住所を有する市町村へ申告してください ※所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、市・県民税の申告は不要です ※年金所得者で確定申告が不要な人でも、年金以外の所得がある場合は、市・県民税の申告は必要です	市役所課税課 市民税グループ (☎47-8179)

《個人事業税について》 所得税および復興特別所得税の確定申告書や市・県民税の申告書を提出する人は、申告する必要はありませんが、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」欄を記入してください。詳しくは、西濃県税事務所(☎73-1111 内線252、253)へ。